

# 令和6年度 大和市国民健康保険税

## 国民健康保険税 の決め方

3つの各税率などで  
計算された合計額が  
1年間加入した場合の  
国保税となります。

<所得割額> 加入者ごとの令和5年中の総所得金額等に応じて課税  
(令和5年中の総所得金額等－基礎控除(★))×税率

↑総所得金額等－基礎控除が0円以下になる場合、所得割額は課税されません。

### ★基礎控除

医療給付費分	7.80%	合計所得金額	基礎控除額
後期高齢者支援金等分	2.95%	2,400万円以下	43万円
介護納付金分(※)	2.70%	2,400万円越～2,450万円以下	29万円
		2,450万円越～2,500万円以下	15万円
		2,500万以超	0円

<均等割額> 世帯の加入者数に応じて課税  
加入者数×税額(年額)

医療給付費分	24,600円
後期高齢者支援金等分	10,200円
介護納付金分(※)	12,600円

<平等割額> 1世帯につき課税  
1世帯あたり×税額(年額)

医療給付費分	25,200円
後期高齢者支援金等分	10,200円
介護納付金分(※)	9,000円

※介護納付金分は40歳以上65歳未満の加入者に課税されます。

※令和6年度の1世帯における国保税の上限(課税限度額)は、医療給付費分65万円、後期高齢者支援金等分24万円、介護納付金分17万円になります。

国民健康保険加入者の高齢化や医療費の高度化等により保険給付費が増えるなか、  
県の方針である保険税(料)の統一化に向け、令和6年度の保険税は上記の通りとなりました。

国保財政の安定運営のため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

